



「令和元年度 三重県障がい者芸術文化祭」に出品された
素敵な作品のお写真をいただきました。

もくじ

- 特集：生活福祉資金制度の特例貸付について…………… 2
- 連載：新ウェルビーイングみえプラン…………… 5
- 人権啓発特別寄稿「幸せってなんだろう…」…………… 6
- information…………… 7
- ありがとうメッセージ…………… 8



特集

新型コロナウイルス感染症拡大にかかる生活福祉資金制度の特例貸付について

新型コロナウイルス感染症拡大により、生活や経済に大きな影響が及ぼされています。またそれに伴い、様々な施策が講じられていますが、社会福祉協議会では生活福祉資金貸付制度の特例的措置を行い、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた方に対して特例貸付(以下「特例貸付」という。)を行っています。今回は、この特例貸付の経過について報告します。

生活福祉資金とは

生活福祉資金貸付事業(以下「本事業」という)は、昭和30年に世帯更生資金貸付制度として創設されました。本事業は、福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金の4種類の資金で構成されており、相談支援を合わせて行うことで、借受人に寄り添い、励ましながら自立に向けた総合的な支援を行っていくことを特長としています。

また、本事業は、昨年の台風19号災害や令和2年7月豪雨災害など大規模な災害が発生した場合、被災地域に住む世帯を対象に、特例的な貸付を実施してきました。今回の新型コロナウイルス感染症においても令和2年3月25日から、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、収入が減少した方を対象として特例貸付を実施しています。

特例貸付には「緊急小口資金」と「総合支援資金」の2種類があります。(図1)

図1

※総合支援資金のうち、生活支援費

主に休業された方向け (緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

貸付上限額

・20万円以内
※従来の10万円以内とする取扱を拡大。

据置期間

1年以内
※従来の2月以内とする取扱を拡大。

償還期間

2年以内
※従来の12月以内とする取扱を拡大。

貸付利子

無利子

保証人

不要

申込先

市町社会福祉協議会

主に失業された方等向け (総合支援資金)※

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

貸付上限額

・(2人以上)月20万円以内
・(単身)月15万円以内
貸付期間:最大6月以内

据置期間

1年以内
※従来の6月以内とする取扱を拡大。

償還期間

10年以内

貸付利子

無利子

保証人

不要

※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

申込先

市町社会福祉協議会

※原則、自立相談支援事業等による支援を受け、継続的な支援を受けることが要件となります。

下線部分は従来の要件を緩和したものの。

貸付件数の急増

4月7日に発出された緊急事態宣言と、多業種に及んだ休業要請は、多くの人の暮らしと仕事にダメージを与え、生活に困窮する世帯が急増しました。特例貸付の受付を行う市町社協の窓口には、連日多くの方が相談に訪れており、市町社協も職員を増員するなどして体制を強化し、相談対応に当たっています。

特例貸付の受付は当初、7月末までとなっていました。7月までと高止まりしている状況を踏まえて、9月末まで、12月末までと段階的に延長されています。

また、緊急小口資金においては、4月末から東海労働金庫、5月末から郵便局でも申請の受付が始まり、窓口の拡大が図られました（9月末で東海労働金庫、郵便局の受付は終了しました）。このような状況から、今回の特例貸付は、過去に例を見ない貸付件数となっています。

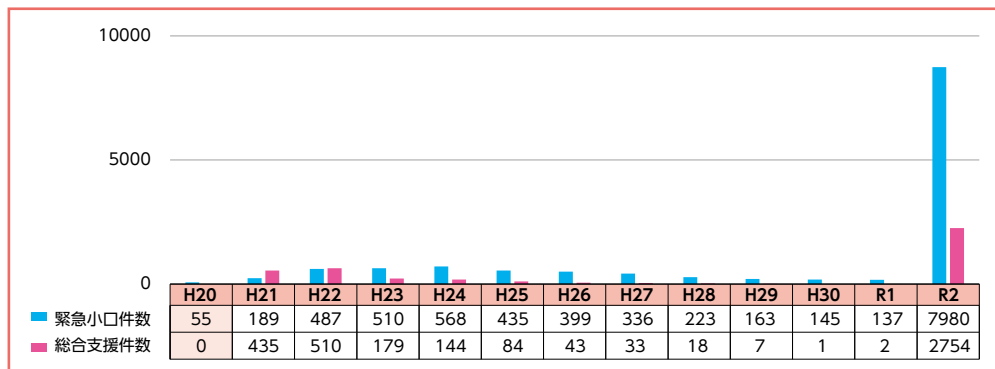
全国では9月19日現在（全社協集計）、緊急小口資金が73万5509件、1340億5823万4500円、総合支援資金が38万500件、2089億1458万1780円の貸付を行いました。

三重県では9月末日現在、緊急小口資金が7980件、15億2029万8千円、総合支援資金が2754件、17億5172万3千円の貸付を行いました。

これは、リーマンショックの影響があった平成21～22年に県内で貸し付けた緊急小口資金676件、総合支援資金945件に対して、令和2年3月から9月までの約6か月間で、緊急小口資金で約12倍、総合支援資金で約2倍となり、過去に例を見ない貸付件数となっています。（図2）

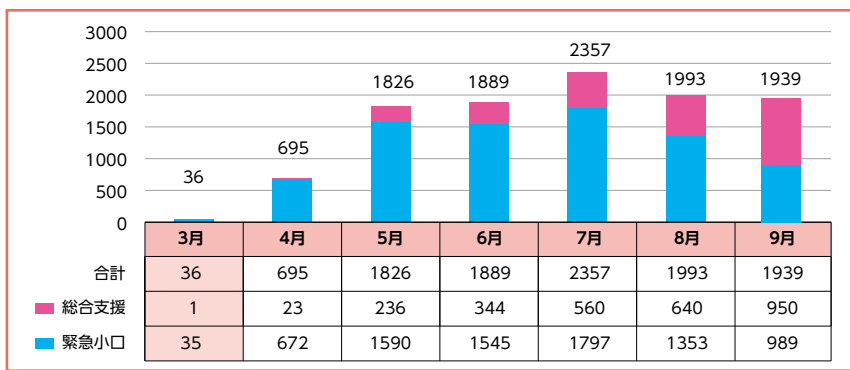


図2 緊急小口資金および総合支援資金貸付件数の推移



三重県内における今回の特例貸付の件数は増加し続け、緊急事態宣言の解除後も減少することなく、7月には2300件以上の貸付を行いました。（図3）

図3 月別貸付決定件数の推移



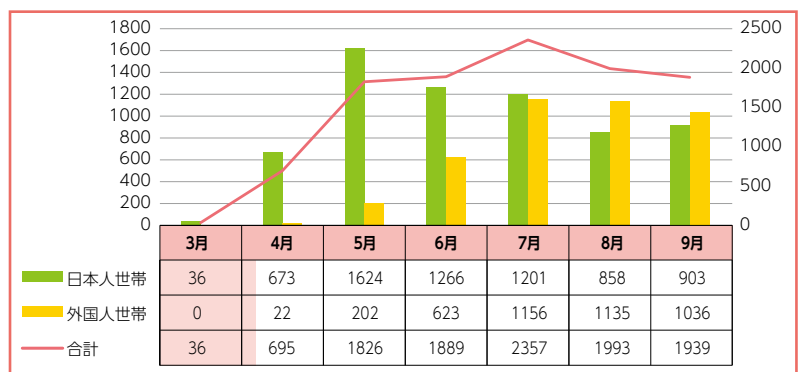
資金別では、当初は緊急小口資金が申請の多くを占めていましたが、8月からは減少に転じ、一方で、総合支援資金の申請は増加を続けています。これは、まず緊急小口資金を利用し、その後総合支援資金を利用するという制度設計によるものといえますが、緊急小口資

金の利用だけでは家計への影響を補え切れないうことでもあり、新型コロナウイルス感染症の家計への影響の大きさが推し測られます。緊急小口資金は、貸付金額が低いものの、比較的速やかに貸付が行える一方、総合支援資金は緊急小口資金に比べ、書類の確認事項等も多いため、申請から送金までに時間がかかってしまうことが課題となっています。

申請者の特徴としては、特例貸付が始まった当初は、日本人の申請が多くを占めていました。観光業、宿泊業、飲食業、タクシートの運転手など、新型コロナウイルスの影響で大きな打撃を受けた業種の方からの申請が目立ちました。

しかし、5月をピークに、日本人世帯の申請は減少に転じ、6月以降は外国人世帯の申請が増え始め、8月には外国人世帯の申請数が日本人世帯の申請数を上回りました。特に派遣社員の外国人世帯からの申請が多く目立ちます。(図4)

図4 日本人世帯と外国人世帯の月別貸付決定件数の推移



特例貸付の課題と今後の対応

今回の特例貸付は、国主導の緊急対応施策であることから、対象者の拡充と迅速な貸付が優先されてきました。そのため、課題も生まれています。

1つ目の課題は、利用者への

支援についてです。こうした迅速な貸付が優先される状況下でも社協職員は丁寧な対応を心がけてきましたが、殺到する相談を前に、相談者に寄り添った対応をとることが難しくなっています。本来の生活福祉資金の支援過程と異なり、世帯それぞれの状況に応じた細やかな支援がしづらい現状もあります。

2つ目の課題は、免除についてです。一年後から始まる特例貸付の償還について、厚生労働省は、「緊急小口資金、総合支援資金とも償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が免除の対象になると公表しました。しかし、現時点においても厚生労働省から明確な免除についての条件は示されず、早ければ4月から償還が始まる借受人に対する免除要件の確認から免除確定までの対応を非常に短い期間で行わなければなりません。

3つ目の課題は、外国人の方への対応です。今回の特例貸付では、多くの外国人の方が相談

に訪れました。これまでも言語の面などで意思疎通が難しい事例もありましたが、社協職員の丁寧な対応により、支援につなげることができました。しかし、申請が殺到したことにより、一人ひとりに時間を割くことが難しく、申請書類や通知文書等が日本語のみだったこともあり、外国人の方が利用しやすい体制の整備が遅れていることが表面化しました。

県社協としても、前記のような課題に対して対応が必要となります。関係機関との連携による生活困窮者への支援体制の整備や、全社協を通しての厚生労働省へ免除条件についての働きかけ、通常の貸付時からの書類の翻訳や窓口での通訳対応などを積極的に進めていく必要があります。今回の特例貸付の受付は12月末までですが、今後多くの申請があると見込まれます。県社協・市町社協が丸くなって、迅速な対応と丁寧な相談支援の両立を目指していきます。

Hello!

新ウェルビーイングみえプラン

連載
第5回

このページでは、本年3月に完成した新ウェルビーイングみえプランの各推進項目を紹介します。

基本目標 ② 「持続可能な社会福祉の仕組みづくり」 推進項目 ② 「福祉人材の定着支援と育成」

質の高い福祉サービスが持続的に提供されるよう、福祉人材の確保・定着・育成に向けて、行政機関や福祉施設・事業所において様々な取組が展開されています。

福祉人材の定着・育成を確固たるものにするために、働きやすく、働きがいのある職場づくりや福祉人材のキャリアアップ、専門性の向上などへの支援を行います。

実施計画概要

福祉事業所との連携・支援の強化

- 福祉施設・事業所の訪問を強化して、三重県社会福祉研修センターや三重県福祉人材センターの周知を図るとともに、職員の知識、技術、資格取得の状況等に応じた適切な研修機会を提案します。
- 小規模事業所等に対して、研修ニーズに応じた講師や福祉施設・事業所の運営等に関する悩みに応じたアドバイザーを派遣し、職員の定着・育成を支援します。
- 「働きやすい職場づくり」に取り組んでいる福祉施設・事業所に対し、個別相談や研修講師の派遣などの支援を行い、「働きやすい職場づくり」を後押しし、職員の定着・育成につなげます。
- 「働きやすい職場づくり」の取組実践を広くPRし同取組の水平展開を促進するとともに、求職者の職場イメージの形成を手助けし、就労支援につなげます。

福祉人材のキャリアアップ支援

- 福祉職員のキャリアアップが計画的に構築されるよう、各種研修概要を早期にホームページへ掲載するとともに福祉施設・事業所に「キャリアパス対応生涯研修課程」を広く周知し、受講機会の増加につなげます。
- 研修受講後の効果測定調査を検討し、研修内容を改善するとともに、研修効果等を福祉施設・事業所等に広く発信し、受講促進につなげていきます。

福祉人材の専門性の向上

- 業種別・課題別専門研修のアンケート結果等を研修委員会に諮り、研修内容等を充実させ、専門性の向上を図ります。
- 障害福祉サービス従事者に対する研修事業について、三重県と連携を密にし、人材育成の推進に取り組みます。
- 社会情勢等を敏感にキャッチし、時宜に適したテーマで自主企画研修を実施し、福祉職員の資質向上につなげます。

介護支援専門員試験・研修センターの機能強化

- 介護支援専門員試験の実施体制等を随時見直し、適正かつ円滑な試験運営に努めます。
- 介護支援専門員関係の各種研修については、三重県介護支援専門員協会との密接な連携のもと、講師・指導者の充実に努め、介護支援専門員の更なる資質の向上に資する研修運営を図ります。

活動方針の視点でとらえる方向性

活動方針	方向性
① 共に考え、高め合う	種別協議会や福祉施設・事業所などと連携し、現場のニーズに即した事業を実施します。
② 実行し、創る	職員の定着・育成や資質向上に資する支援を企画し、より多くの福祉施設・事業所にアプローチします。
③ 揺るがず、でも柔軟に	利用者の立場に立って福祉サービスの質の向上に資するという目線を保持しつつ、福祉現場や福祉人材を取り巻く状況やニーズに柔軟に対応していきます。

※活動方針については、2020年4・5月号7頁にて紹介しています。

人権啓発特別寄稿

「幸せってなんだろうっ……」



With コロナと言われる今、人と人が孤立し、心の距離までおきはじめ、お互いが信じあえなくなる今、「幸せってなんだろうっ……」そう考えてしまつたのです。

これは、ある町で講演させてもらった時に、年配の女性が話しかけてきてくれました。

「りょうがんさんの話を聞いて、自分の幼い時を思い出しました。」と云つたのです。

「貧乏やったけど、幸せやったわ。」と云つたのです。

この方は、母と3姉妹で暮らしていました。貧乏で、その日の食べるものさえない毎日を通していた頃に、金持ちの友達に「ひな祭り」のパーティーに誘われたそうです。

友達の家は裕福で、3姉妹で呼ばれていくと何段ものひな飾りとおいしいケーキがあって、それはそれは、見たことのないものばかりだったそうです。

友達の家からの帰り道、3姉妹で口々に、貧乏なこと、いなくなつたお父ちゃんのこと、愚痴を言い

ながら家に帰つたそうです。

家は、暗くて母もいないようだったの、口々に「うちらもあんな家に生まれたかつたわー」「ほんまや、貧乏な家に生まれてきて嫌やなあー」「いっぱいひな人形が買える家に生まれたかつたわー」そんなことを3人で話をしていた時、物音がしたので、びっくりして、そこに行くくと、母が、うずくまって子どもの話を聞いて、すすり泣いていたそうです。

「おが赤ちゃん、ごめんね！」何度も3人は母にあやまりました。

すると、母親が3人をひとつに抱きしめ、泣きながら云つたそうです。

「私には、だれにも負けんお雛様がある。それはあんたらや！あんたらが、元氣でおかあちゃんといてくれることが、一番幸せなんや！あんたらがいたら、おかあちゃんも、なにもいらんし、貧乏でもへつちやらや」と……

3人は、母に抱かれながら、泣きながら、とっても幸せな気持ちになつたと言つたのです。

そして、母親が「私がひな人形をつくつたる！」と云いつて新聞紙、広告紙を集め、折り紙でひな人形を折ってくれたといふのです。

そして、「あかりをつけましょ、ぼんぼりに」と歌を歌いながら3人も折り紙をおり、いっぱい穴があいていた襖に、ご飯粒をつぶして、貼ってくれたそうです。

あつという間に、その襖は、何段ものひな飾りとなり、また、母が一人ひとりを抱きしめながら、「何もないけど、しあわせや。つらい想いをさせてごめんな。貧乏でごめんな！」と云いつてくれたそうです。

「なにもなかったけど、そばで母がいる。ずっと私たちを信じて見守ってくれている。そう思うと、本当に幸せでした。私は、ひな祭りの日が近づくと母を思い出します。幸せなあの時を思い出します。」

そう涙をこぼしながら、僕に伝えてくれた女性は、振り返りながら「幸せ」をかみしめているように僕には、見えました。「幸せ

てなんだろうっ……」答えがそこにそつとありました。

独りにさせない……人を愛しつづけ、信じあうこと……コロナ社会の今も変わらない「幸せ」。

三重県生涯学習センター

長島 りょうがん(洋)

プロフィール

長島りょうがん(本名:洋)

三重県 熊野市出身。

全国各地からの講演依頼があり、「りょうがんさんのお話と歌が聴きたい!」という方々からの熱烈なオファーのなか、可能な限り精力的に活動を展開している。

音楽工房「夢のかぼちゃ」店主

三重県生涯学習センター 所長

三重県社会教育連絡協議会

常任理事

三重短期大学 講師

information

地域課題解決型募金（テーマ型募金）に取り組みます！

三重県共同募金会では、今年度より地域課題解決型募金（テーマ型募金）の取組みを行います。
 地域課題解決型募金とは、1月～3月の期間拡大期に、地域で活動する団体がその地域が抱える課題を解決するため、団体の活動をアピールすることで、活動に賛同する住民の方から寄付を募る取組みです。
 本年度の参加団体の募集は終了し、現在審査中で、11月下旬には決定します。
 参加団体の情報については本広報誌でも随時紹介していきますので楽しみに！
 詳しくは本会 HP (https://mie-akaihane.or.jp/expansion.php) をご覧ください。



お問い合わせ 社会福祉法人 三重県共同募金会 TEL 059-226-2605

「介護有資格者再チャレンジ研修<Web研修>」受講者募集中！！

介護職員初任者研修等、介護・福祉の資格は持っているけれど「介護職の経験がない」、「何年も介護の仕事をしていない」等と、介護の職に就くことが不安な方や、就職・復帰したけれどもう一度介護の基本を学び直したいとお考えの方を対象に、介護の知識や技術のスキルアップができる研修会をインターネットを利用した Web 上で実施します。

- 受講方法** インターネットを利用して、本会より配布する資料及び受講動画を視聴し、レポートを提出していただきます。
- 対象** 介護等の資格をお持ちで、現在介護の仕事をしていない方もしくは、介護職として就職または復帰後概ね1年未満の方
- 内容** 6科目 10時間
 介護保険制度の動向、認知症ケア、老化の理解とリスクマネジメントなど
 現在介護の仕事をしていない方でご希望の方は施設体験にも参加できます。
 ※施設体験は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策上、支障がある場合は休止いたします。
- 期間** 令和2年9月1日（火）～令和3年2月26日（金）のうちの2週間 ※申し込みは2月5日（金）まで
- 受講料** 無料
- 定員** 150名（先着順）
- その他** 受講にはインターネットに接続したパソコンが必要です。（通信費受講者負担） ※インターネット環境のない方はご相談ください。

お問合せ・お申込み 三重県福祉人材センター TEL 059-227-5160

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

令和2年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入！！

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類	プラン	
	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)
	入院保険金日額	6,500円
	手術 入院中の手術	65,000円
	保険金 外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷	× ○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)
年間保険料		350円 500円

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行幸用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損害保険ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



ありがとうメッセージ

心も一緒に届いています

社会福祉法人 津市社会福祉協議会

平成 30 年度一般配分

車いすバスケット体験

津市内の小中学校、高等学校を中心にボランティア活動、地域住民との交流など地域福祉事業等に取り組みました。オリンピック・パラリンピックの開催を意識して、学校の先生向けに車いすバスケットに関する理解を深めてもらうことを目的に、体験に参加してもらうことができました。今後も福祉教育の推進に力を入れていきたいと思っております。



社会福祉法人 菰野町社会福祉協議会

平成 30 年度一般配分

子育てサロンの開催

地域で未就園児の親子が自由に参加できる子育てサロン。子育て中のママがスタッフとなりボランティアで地域をつなぐ役割を担ってくれています。

ほっとひと息つける集いの場でおしゃべりしたり、子どもたちが楽しく遊びの世界を繰り広げたり、季節行事では和気あいあいと、親子の笑顔と笑い声がたえません。

地域で子育てをしている方々の"安心できる居場所"となっている子育てサロンが長年にわたり開催できることに感謝しています。



発行人／井村 正勝

編集人／松本 利治・広報委員会

発行所／社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL：059-227-5145 FAX：059-227-6618

URL：http://www.miewel-1.com/ E-mail：info@miewel.or.jp

編集協力／株式会社アイリック

2020年11月号(通巻355号) 令和2年11月発行

「福みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。